

貸切バス事業における運賃・料金制度の見直しについて

1. 車種区分の見直し 施行日：令和6年3月1日（各運輸局において公示）

「同じ車種区分の中においても、車両価格に乖離があり、車両コストに見合った運賃設定ができない車両が存在する」との声があったことから、貸切バス事業に使用されている車両のラインナップを調査のうえ、現状に合った車種区分に見直す。

なお、昨年8月に運賃の見直しを実施してから短期間での見直しとなり利用者への影響が大きいことを踏まえ、次回の運賃見直しまでの間（R7年度10月目途）において、貸切バス事業者の判断により、従前の車種区分の適用も認めることとする（詳細は別紙参照）。

【現在の車種区分】

大型車：車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上

中型車：大型車、小型車以外のもの

小型車：車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下

【新たな車種区分】

大型車：車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上

中型車：大型車、小型車、通勤用車以外のもの

小型車：車両の長さ6メートル以上8メートル以下で、かつ旅客席数33人以下

通勤用車：車両の長さ6メートル未満で、かつ旅客席数14人以下（※新設）

【適用スケジュール】

①新たな車種区分：令和6年4月1日より適用開始

②旧車種区分：令和7年10月（目途）まで適用可能（※）

- ※ 4月1日以降に新規で参入する貸切バス事業者も適用対象。
新たな車種区分の届出を行った場合は、以降、旧車種区分の適用は認めないものとする。

2. 回送運賃の収受方法の見直し 施行日：令和6年4月1日（告示改正）

回送運行（営業所から利用者の乗車地点まで及び利用者の降車地点から営業所までの、利用者が乗車していない区間の運行をいう。）について、現在の標準運送約款では、当日の道路渋滞などにより運賃・料金額に変更が生じた場合には、速やかに精算を行うものとし、運賃・料金の追徴等の措置を講じることとなっている。しかし、このような場合において、貸切バス事業者と利用者の間で、変更後の金額の妥当性についての合意形成を図ることは困難であることから、貸切バス事業者が利用者に対して精算を行わない旨を標準運送約款に明記する。

（一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和六十二年運輸省告示第四十九号））

改正後	改正前
<p>（運賃及び料金の精算）</p> <p>第十九条 当社は、運行行程の変更その他の事由（<u>回送区間における当日の道路状況その他の当該区間における事由を除く。</u>）により運賃又は料金に変更が生じたときは、速やかに精算するものとし、その結果に基づいて、運賃又は料金の追徴又は払戻しの措置を講じます。</p> <p>2～3 （略）</p>	<p>（運賃及び料金の精算）</p> <p>第十九条 当社は、運行行程の変更その他の事由により当該運送に係る運賃及び料金に変更を生じたときは、速やかに精算するものとし、その結果に基づいて、運賃及び料金の追徴又は払戻しの措置を講じます。</p> <p>2～3 （略）</p>

以上